

|                                                                                                         |                 |     |                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----|-----------------|
| 判決年月日                                                                                                   | 平成20年 7 月 9 日   | 担当部 | 知的財産高等裁判所 第 4 部 |
| 事 件 番 号                                                                                                 | 平成20年（行ケ）10002号 |     |                 |
| ○発明の名称を「表示装置」とする特許に対してなされた無効審判請求を不成立とした審決が，進歩性の判断において，本件特許発明と引用発明との相違点の認定及び相違点についての判断に誤りがあるとして，取り消された事例 |                 |     |                 |

（関連条文）特許法29条2項，123条1項2号

本件は，上記特許（請求項3個）に対し原告からなされた無効審判請求につき，特許庁が審判請求不成立の審決をしたので，原告がその取消しを求めた事案である。

本件特許に係る請求項1の発明（本件特許発明）の要旨は，「ＬＣＤを備え，前記ＬＣＤに異なる画像を順次表示する場合において，前記ＬＣＤに1フィールドあるいは1フレーム分の映像信号を入力する毎に，前記ＬＣＤに全画面黒表示を行わせるための全画面黒信号を入力することを特徴とする表示装置。」というものであり，審決は，本件特許発明と原告の提出した甲第6号証（主引用例。特開平6-205446号公報）との相違点として，「本件特許発明は『ＬＣＤに1フィールドあるいは1フレーム分の映像信号を入力する毎に，ＬＣＤに全画面黒表示を行わせるための全画面黒信号を入力する』のに対して，甲第6号証にはそのような『ＬＣＤに全画面黒表示を行わせる』ことについて記載がない点。」を認定した上，当該相違点につき，「甲第6号証，甲第7号（従引用例。国際公開94/06249パンフレット）証および甲第4号証（従引用例。国際公開95/01701パンフレット）のいずれにも本件特許発明の目的の開示はない。・・・甲第7号証および甲第4号証は，ＬＣＤ装置の表示特性上，前後の画像が重ならないようにするために次画像を表示する際に前画像を消去するものであり，結果的に全画面が同時に消去状態にあったとしても，この消去動作に『全画面黒表示を行わせる』という思想があるわけではない。したがって，甲第6号証，甲第7号証および甲第4号証からは，『時分割した方向像を時間的に分離して表示する』ために『全画面黒表示を行わせる』思想を見い出すことはできず，本件特許発明に至る動機付けを欠いている。加えて，甲第6号証，甲第7号証および甲第4号証のいずれにも本件特許発明の『全画面黒信号を入力する』構成の開示もない。したがって，上記相違点に係る構成が甲第7号証および甲第4号証に記載されたものから容易になし得るとすることはできない。」と判断した。

本判決は，以下のように判断し，審決の相違点の認定の一部及び相違点についての判断は誤りであるとして，審決を取り消した。

#### 1 相違点の認定について

「甲第6号証には，背面照射型の液晶表示板（ＬＣＤ）等の透過型映像表示板を用いた立体映像表示装置において，ＬＣＤ上に，観察者の左眼ＥＹＥ１への映像表示画素Ｐ１と，

右眼 E Y E 2 への映像表示画素 P 2 を交互に並べ、それぞれの線状光源からの照射光により、表示画素 P 1 と P 2 が各々観察者の左眼 E Y E 1 と右眼 E Y E 2 の位置に分離して収束するようにした従来技術における、LCD の表示面全体に対する 1 方向像の占める割合が、方向数の増加とともに小さくなり、解像度が低下するという問題を、解決すべき技術課題として、LCD 表示面を空間的に分割して左眼用、右眼用映像を表示させるのではなく、表示面全面に左眼用又は右眼用の同一方向の映像を表示させ、左眼用映像 V D 1 が表示された時は観察者の左眼位置に収束する左眼用の映像照射用線状光源 L L 1 のみが点灯し、右眼用映像 V D 2 が表示された時は観察者の右眼位置に収束する右眼用の映像照射用線状光源 L L 2 のみが点灯するようにするとともに、かかる表示映像と映像照射用線状光源とを、左眼用、右眼用と時分割的に切り替えるように構成した立体映像表示装置の発明が記載されているものと認められる。しかるところ、上記のとおり、甲第 6 号証記載の発明における『表示映像 V D 1、V D 2 と線状光源 L L 1、L L 2 が時間の経過とともに変化していく状態』を示した図 2 には、下記のとおり、時間区分 t 1 では、液晶表示板 (LCD) 上に映像 V D 1 を表示させるとともに、線状光源 L L 1 を点灯させ、次の時間区分 t 2 では、表示映像を V D 2 に切り替えるとともに、線状光源 L L 2 を点灯させ、この手順を t 3、t 4・・・と繰り返すことにより、映像 V D 1 と映像 V D 2 を時分割的に切り替えて表示させることのほか、一方の映像から他方の映像に切り替わる際に、線状光源 L L 1 及び L L 2 がいずれも消灯している時間が短時間存在することが示されており、映像が時分割的に切り替わる短時間の間は、LCD 表示面上に何も表示されない状態(暗状態)となることを見て取ることができる。

#### 【図 2】省略

そして、LCD 表示面上に何も表示されない状態(暗状態)となるということは、LCD が全画面黒表示となるということであるから、甲第 6 号証記載の発明は、表示映像が切り替わる間、線状光源 L L 1 及び L L 2 のいずれをも消灯させることにより、LCD が全画面黒表示となる構成を備えているものと認められる。

そうすると、本件特許発明と甲第 6 号証記載の発明とが、「本件特許発明は『LCD に 1 フィールドあるいは 1 フレーム分の映像信号を入力する毎に、LCD に全画面黒表示を行わせるための全画面黒信号を入力する』のに対して、甲第 6 号証にはそのような『LCD に全画面黒表示を行わせる』ことについて記載がない点」で相違するとした審決の認定は、「甲第 6 号証には (LCD に 1 フィールドあるいは 1 フレーム分の映像信号を入力する毎に)『LCD に全画面黒表示を行わせる』ことについて記載がない」(括弧内の限定は「そのような」との文言に含まれているものと解される。)との部分において、誤りであるといわざるを得ない。」

#### 2 相違点についての判断について

「甲第 7 号証には、液晶パネル (LCD) とランプとを備え、右眼用画像と左眼用画像とを切り替えて (flip)、表示する三次元又は彩色二次元ディスプレイの照明システムの発明

に関し、右眼用画像と左眼用画像とを切り替える短い時間の間は、右眼用ランプと左眼用ランプの両方をオフにすることが望ましく、そうしないと、切り替えの短時間に、二重画像が瞬間だけ眼に入ること、ＴＦＴ駆動型ＬＣＤや強誘電体型ＬＣＤの場合は、ＬＣＤの全画素（１フレーム）が走査され画像が表示されると、次にこのＬＣＤの画素が走査されて状態が変更されるまで従前の表示状態が保持されるところ、甲第７号証記載の発明の照明システムでは、ＬＣＤの構成に応じて、ＬＣＤをすべてオンの状態又はすべてオフの状態に走査することにより、前の表示状態を消去する制御が用意されていること、ランプは、画素の変化の完了（すなわち、画像を表示する１フレーム分の走査の完了）と次のアドレス指定走査の開始との間の時間区間中にのみ発光させるようにすべきであるが、帰線消去走査が使用され、ＬＣＤが暗状態へ帰線消去される場合は、ランプは、有意な画像劣化を招来させることなく、帰線消去期間中、発光させたままとすることができ、以上の事項が記載されているものと認めることができる。すなわち、甲第７号証は、甲第６号証記載の発明と同様、ＬＣＤと映像照射用光源（ランプ）とを備え、表示映像（画像）と映像照射用光源とを、左眼用、右眼用と時分割的に切り替えるように構成した立体（三次元）映像表示装置において、一方の映像から他方の映像に切り替える際に、二重画像が瞬間だけ眼に入る（前の画像と後の画像が表示面上で時間的に重なって、分離されないということであり、画質の低下を招来するものであることは、技術常識上明らかである。）という問題点があることを指摘した上、この問題点を解決するための技術手段として、第１に、一方の映像から他方の映像に切り替える短時間の間、左眼用光源と右眼用光源の双方とも消灯するという手段を、第２に、上記映像の切り替えの際にＬＣＤを暗状態（黒状態）とするような帰線消去走査を行うという手段を開示しているものといえるところ、これらの手段は、いずれも、「ＬＣＤに全画面黒表示を行わせる」ための技術手段であり、上記(1)のオの「帰線消去走査が使用され、ＬＣＤが暗状態へ帰線消去されるならば、ランプは有意な画像劣化を伴うことなく帰線消去期間中発光すると云える」（「発光すると云える」との文言が「発光することができよう」との趣旨であることは、上記のとおりである。）との文言にかんがみて、相互に代替することのできる並列的な手段として開示されたものであることは明らかである。そして、このうちの第１の手段は、甲第６号証記載の発明が採用した構成であり、また、第２の手段は、本件特許発明が採用した「全画面黒信号を入力する」構成にほかならない。そうすると、上記のとおり、表示映像が切り替わる間（すなわち、ＬＣＤに１フィールドあるいは１フレーム分の映像信号を入力する毎に）、線状光源ＬＬ１及びＬＬ２（すなわち、右眼用光源及び左眼用光源）のいずれをも消灯させることにより、「ＬＣＤに全画面黒表示を行わせる」甲第６号証記載の発明について、線状光源ＬＬ１及びＬＬ２のいずれをも消灯させることに代えて、甲第７号証に開示されている「ＬＣＤを暗状態（黒状態）とするような帰線消去走査を行う」手段を採用し、本件特許発明に係る「全画面黒信号を入力する方法により」との構成とすることは、当業者であれば、容易になし得たものと認めることができる。」